

救急救命士が行える処置の 範囲が広がりました。

平成28年9月1日から福岡地域メディカルコントロール協議会と連携のもと、所定の知識を習得し認定を受けた救急救命士に対し、医師の具体的な指示を受けて救急現場や救急車内等で行える救急救命処置の範囲が広がりました。

なお、処置の実施に際して、認定を受けた救急救命士が医師の具体的指示のもと、傷病者のご家族等へ説明を行い、同意を得て実施します。

拡大された救急救命士の処置は以下の行為です。

- 低血糖性の意識障害の可能性のある患者さんに対して血糖測定を行い、低血糖が確認された場合にはブドウ糖溶液を投与します。
- 血圧が低下しており、心臓が停止する危険性があるショック状態の患者さんに点滴を行います。



※拡大された2つの行為は、認定を受けた救急救命士のみに認められた行為であり、全ての救急救命士に認められた行為ではありません。そのため、当消防本部では今後も計画的な養成を図ってまいります。



【問い合わせ先】

筑紫野太宰府消防組合消防本部 警防課
担当：山上
電話：092-924-5642